

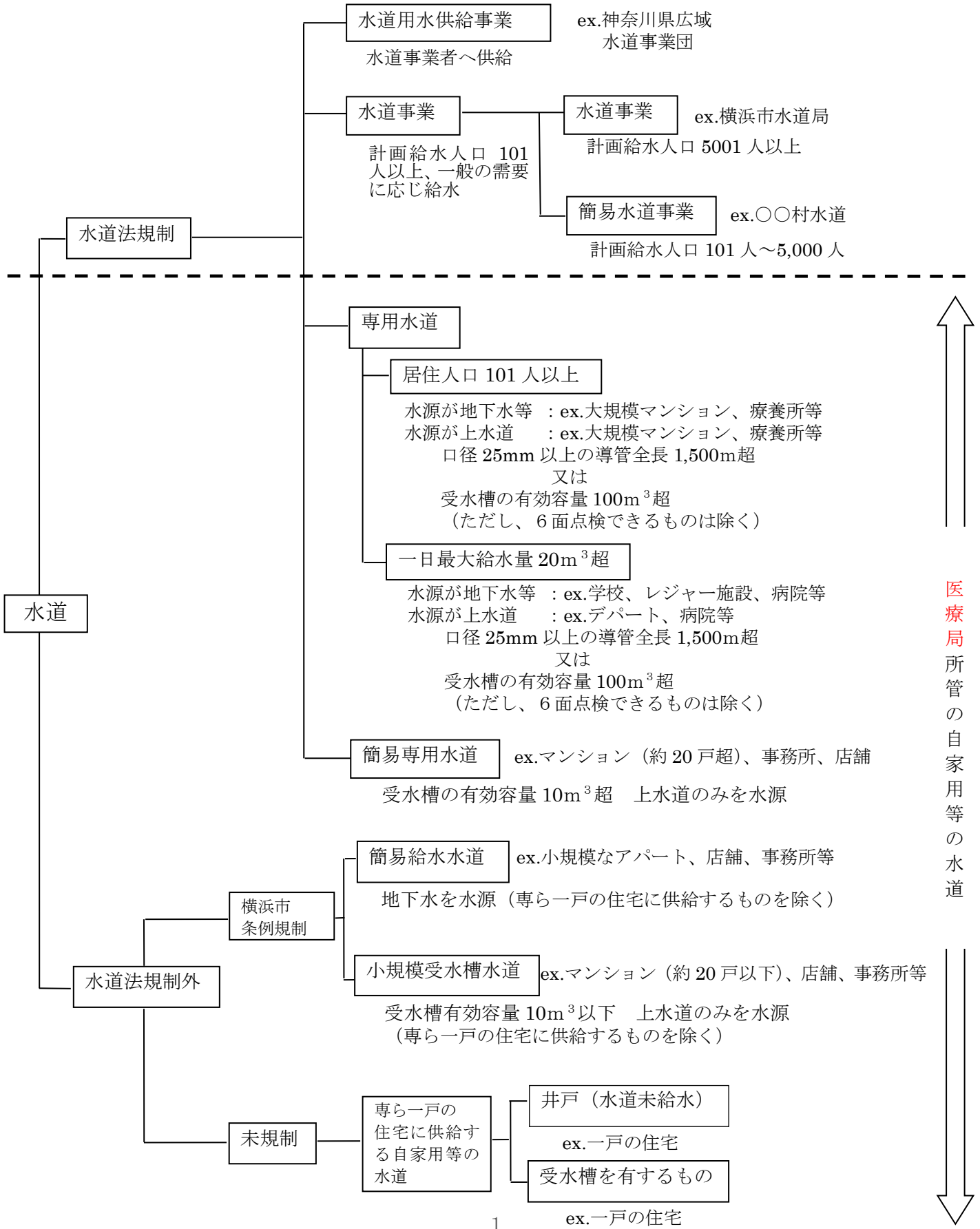
横浜市 専用水道の手引き

目 次

I	はじめに	1
II	専用水道について	2
1	専用水道の定義	2
2	専用水道の判断（フローチャート）	3
III	専用水道設置者の責務について	4
1	設置者の責務等	4
2	専用水道設置に係る手続き等	4
3	施設の増設・改造	8
4	水道技術管理者の設置	9
5	水道技術管理者の任務	10
6	水質検査計画の策定	11
7	水質検査と委託契約	13
8	健康診断の実施	14
9	衛生上必要な措置	14
10	給水の緊急停止	14
11	業務の委託	14
IV	資料	16
1	専用水道設置者の責務一覧	16
2	申請様式	17
V	専用水道布設工事確認審査基準	18
VI	各福祉保健センター 生活衛生課環境衛生（担当）係 一覧	21

I はじめに

一般に「水道」といえば市町村等が運営する水道があげられますが、水道法や横浜市条例では以下に示すように様々な種類があります。



医療局所管の自家用等の水道

II 専用水道について

1 専用水道の定義（水道法第3条第6項）

【水道法第3条第6項】

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

- (1) 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- (2) その水道施設の一日最大給水量(※)（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

【水道法施行令第1条】

（専用水道の基準）

第1条 水道法（以下「法」という。）第3条第6項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 口径25ミリメートル以上の導管の全長 1500メートル
- (2) 水槽の有効容量の合計 100立方メートル

2 法第3条第6項第2号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために使用する水量が20立方メートルであることとする。

【水道法施行規則第1条】

（令第1条第2項の厚生労働省令で定める目的）

第1条 水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第1条第2項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

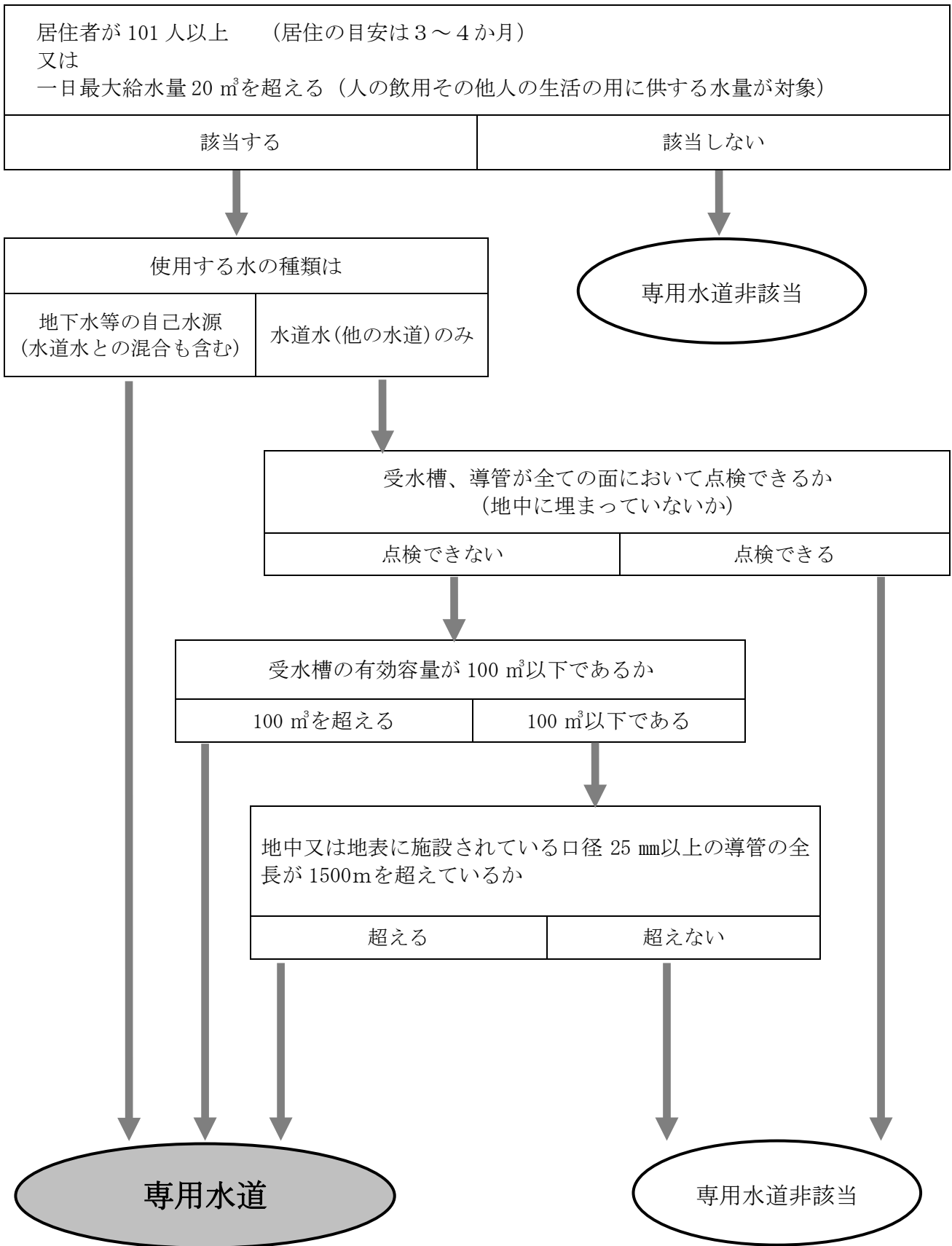
(※) 一日最大給水量の算定対象になる水とは

給水量の算定にあたって、公衆浴場やプールについては、付帯設備も含め、当該水量を除いた値とします。また、製造工程での使用等に係る水量についても算定対象から除外します。

専用水道に該当するか否かは、次ページのフローチャートも参考にしてください。

井戸水等（自己水源）、水道水（受水）				
浴場用	空調用 プール用 など	厨房用 炊事用 など	洗面・手洗用 ユニットバス など	その他 生活の用
算 定 対 象				

2 専用水道の判断（フローチャート）



Ⅲ 専用水道設置者の責務について

1 設置者の責務等

専用水道の設置者の義務は、水道法にその遵守すべき事項が明示されています。専用水道は、給水人数や給水量が多く、汚染事故等がただちに公衆衛生上大きな問題につながる可能性があることから、義務違反に対する罰則も併せて規定されています。その他、横浜市水道法施行細則等により以下の届出等が規定されています。

設置者の責務等の一覧、届出一覧は 16 ページ『専用水道設置者の責務一覧』をご覧ください。

2 専用水道設置に係る手続き等

専用水道は、水道法第 3 2 条により、その布設工事着手前に、設計について市長の確認を受けなければならないと定められており、確認を受けずに布設工事に着手した場合は、罰則が適用される場合があります。（水道法第 3 2 条、第 5 4 条）

専用水道の設置等に係る手続きは以下のとおりです。

(1) 事前相談

専用水道の設置を計画している場合、必ず専用水道設置予定区の福祉保健センター生活

衛

生課環境衛生（担当）係で事前相談を行ってください。

水道事業の給水区域内における、自己水源による専用水道の設置を検討する場合、第一に水道事業の用に供する水（横浜市水）による給水を検討してください。

(2) 施設設計

水源の決定や施設設計を行います。施設の基準は水道法等の法令や専用水道布設工事の適合確認に関する審査基準を全て満たさなければなりません。

【参考】 水道法第 5 条、水道施設の技術的基準を定める省令、
水道施設の技術的基準を定める省令等の留意事項について
専用水道布設工事の適合確認に関する審査基準

(3) 申請書提出

布設工事確認の際の申請書及び添付書類は以下のとおりです。

他の水道から供給を受ける水（水道水）のみを水源する場合の添付書類は、各福祉保健センター生活衛生課環境衛生（担当）係に御確認ください。

	書 類 名	注 意 点
I	専用水道布設工事確認申請書	
II	工事設計書	
	1 1 日最大給水量及び 1 日平均給水量に関する算定根拠	横浜市水道局発行の「給水装置工事設計・施工指針」等を参考にしてください。 既存施設では、過去 3 年間の給水実績を勘案して設定してください。
	2 地下水にあっては 井戸電気検層図 (1) 井戸揚水試験結果（段階揚水試験結果、帯水層試験結果）	適正揚水量は、段階揚水試験で算出された限界揚水量の 70%を超えない範囲で設定してください。 段階揚水試験は、5 段階以上の揚水量を設定

		し、限界揚水量を算出してください。
2 (2)	水質試験結果書	水質検査結果書は、過去1年以内の水質が最も悪化すると考えられる時期（降雨、降雪、洪水、濁水時など）に実施した結果の原本を用意してください。 （自己水源型・併用型）全項目及び必要に応じて行うその他の項目の結果。
2 (3) ア	水道水源に対する污染源等の位置を明記した地図及び污染源等を把握した結果に関する書類	取水地点（井戸）から半径1,000mの範囲について污染源及び汚染源のおそれのある施設を調査した結果を記載してください。 （参考）汚染源及び汚染源のおそれのある施設の例 ① 農地又は農薬を大量に使用している施設 ② 水質汚濁防止法に基づく特定施設 ③ 廃棄物処理法に基づく廃棄物処分場及びその跡地 ④ 畜舎等の動物の糞便を貯留する設備を設けるようなクリプトスポリジウム等による汚染が懸念される施設 ⑤ その他水源を汚染すると考えられるもの
2 (3) イ	検査を実施した項目及び検査を実施しなかった項目並びにその理由を記載した書類	
3 (1)	水道事業者の用に供する水を供給する予備の施設を設ける場合にあっては、滞留する水道水の水質が悪化することを防ぐための措置を記載した書類	配水池（受水槽）における、水位低下時の井水及び市水の供給量からみた防止策を記載してください。 水道水の分岐点から配水池（受水槽）までの間の停滞水防止策を記載してください。
3 (2)	横浜市生活環境の保全等に関する条例第72条第1項による許可施設にあっては、許可を受けたことを明らかにする書類の写し、又は同条例第124条による小規模揚水施設にあっては届出書の写し	所管：横浜市環境創造局 水・土壌環境課 地盤沈下と地下水 地下水採取規制について https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/jiban/chikasui.html
4	水道施設の位置、規模及び構造に関する書類	
5 (1)	浄水システムフロー図	必要と認められる箇所に採水栓、積算流量計等を記載してください。
5 (2)	酸化剤、消毒剤に関する次亜塩素酸注入量計算書	酸化剤に関する計算書は、原水の塩素要求量を参考に定めてください。 消毒剤に関する計算書は、浄水処理後、1.0mg/L以上の残留塩素を保持するよう計算してください。
5 (3)	浄水性能を示すカタログ	
5 (4)	凝集剤を注入する場合は、ジャーテスト結果等注入量算出に関する書類	

(省令第53条に規定する書類及び図面として、別表2に掲げる書類)		
1	水の供給を受ける者の数を記載した書類	
2	水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面（給水系統図、給水区域を明らかにした給水系統（給水栓）が記載してある建物平面図）	給水区域を明らかにした給水系統（給水栓）が記載してある建物平面図（縮尺1/100～1/200程度）
3(1)	案内図	縮尺1/2,500程度
3(2)	取水、貯水、導水、浄水、送水施設、配水池及び給水の施設等の主要施設の配置を明示した敷地内配置図	水道事業の用に供する水を水源として使用する場合には、水道本管からの引き込み分岐点及びそれ以降の給水装置の配置についても、参考に記載してください。
3(3)	浄水施設の詳細な配置を示す配置図	
4(1)	水源の周辺の概況を明らかにする地図として、水源の周囲5m内外の概況を示す（衛生上有害な物の貯留又は処理に供する施設がないことを明示する）平面図及び水源上部の概況を明示する立面図等の書類	水源の周囲5m内外の概況を示す平面図（縮尺1/50程度）
4(2)	浄水施設の周辺の概況を明らかにする地図として、浄水施設周辺の排水設備について記載されている周辺概況を示す平面図及び浄水施設立面図	
5(1)ア	井戸地質柱状図	
5(1)イ	井戸構造図	水位、スクリーン設置位置、取水ポンプ設置位置、水位計について記載してください。
5(1)ウ	取水ポンプ構造図	
5(1)エ	取水ポンプの能力を表す書類	ポンプ性能曲線等
5(1)オ	スクリーン構造図	
5(1)カ	井戸頂部詳細の平面図及び断面図	
5(2)ア	原水槽の平面図及び立面図等	
5(2)イ	原水槽の構造に関する書類	
5(3)ア	導水ポンプ等の構造図等	
5(3)イ	導水ポンプの能力を表す書類	ポンプ性能曲線等
5(4)ア	各浄水施設の構造図	
5(4)イ	各浄水施設の能力を表す	カタログ、ろ材に関する資料等

	書類	
5 (5) ア	送水ポンプ等の平面図及び立面図等	
5 (5) イ	送水ポンプの能力を表す書類	ポンプ性能曲線等
5 (6) ア	配水池（受水槽）の平面図及び立面図等	
5 (6) イ	配水池の構造に関する書類	
5 (6) ウ	高置水槽等の平面図及び立面図等	
5 (6) エ	配水（給水）ポンプの能力を表す書類	ポンプ性能曲線等
6	導水管渠、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図	省令第 53 条に規定する書類及び図面として、別表 2 に掲げる書類「3 (2)」で示している取水、貯水、導水、浄水、送水施設、配水池及び給水の施設等の主要施設の配置を明示した敷地内配置図で対応します。
要綱で定める添付書類		
1	水理計算書	各ポンプの揚程及び容量を示す書類及び必要な揚程を算出した書類。
2	構造計算書	原水槽（貯水施設）、浄水施設（浄水槽）及び配水施設（受水槽、高置水槽）について、当該水槽に関する設計用耐震震度に関する記載のある書類。

その他の添付書類：濁度計、pH 測定器及び残留塩素測定器の性能がわかる書類

(4) 適合確認通知書

審査の結果は、(3)の申請書を受理した日から起算して 30 日以内に書面で通知します。申請された内容が基準に適合していた場合は『**専用水道布設工事適合確認通知書**』を交付します。

(5) 布設工事 着工・竣工

- ・確認を受けないで着工した場合、水道法 54 条の規定により、百万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ・水道技術管理者を設置し、『**水道技術管理者設置報告書**』を提出してください。
- ・布設工事終了後、水道技術管理者が施設検査を実施してください。
- ・試運転時に、施設を経た水道水の末端において、水質基準に関する省令に掲げる全項目及び消毒の残留効果について水質検査を行ってください。

(6) 給水開始の届出

給水を開始する前に、『**専用水道給水開始届出書**』を提出してください。届出書には、給水開始前に実施した水質検査の結果と施設検査の結果『**専用水道施設検査結果書**』を添付してください。

なお、後述する 3 施設の増設・改造についても、給水開始の届出が必要です。

ア) 水質検査

検査に供する水の採取場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場所を選定してください。

検査は、水質基準に関する省令に記載する全項目検査及び消毒の残留効果について実施してください。

イ) 施設検査

施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新築、増設又は改造に係る施設及びこれら影響に関連があると認められる水道施設（給水の施設を含む）について行ってください。

ウ) 記録の保存

上記 1 及び 2 の検査の記録は、5 年間保存してください。

(7) 給水開始

専用水道給水開始届出書の提出後、給水を開始してください。

3 施設の増設・改造

施設を増設又は改造する場合、必ず事前に御相談ください。大規模又は重要部分の工事の場合、改めて布設工事確認申請が必要です。

具体的には、一日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事、沈殿池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事が該当します。

4 水道技術管理者の設置

専用水道の設置者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるために、水道技術管理者1人を置かなければなりません。

水道技術管理者の資格要件は以下のとおりです。

ただし、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができる一日最大給水量が1,000m³以下の専用水道については、有資格者であることは問いませんが、水道技術管理者を置かなければならないことに変わりはありません。

根拠法令 及び 専攻の 種別	水道法施行令第7条第1項第1号 (布設工事監督者の資格) 土木工学(土木科)又はこれに相当する課程		水道法施行令第7条 第1項第2号 土木工学以外の 工学、理学、農 学、医学、薬学	水道法施行令第7 条第1項第4号 左記以外の学科
大学	①衛生工学又は水道工学 に関する学科目を修めて 卒業	②左記以外の学科目を 修めて卒業	4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)
	2年以上 (1年以上)	3年以上 (1年6ヶ月以上)		
	衛生工学・水道工学を専攻し修了			
	①の場合1年以上 (6ヶ月以上)	②の場合2年以上 (1年以上)		
大学院	研究科において、1年以上衛生工学・水道工学 に関する課程を専攻			
	①の場合1年以上 (6ヶ月以上)	②の場合2年以上 (1年以上)		
旧制大学	2年以上 (1年以上)		4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6ヶ月以上)
短期大学(※1) 高等専門学校 旧専門学校(※2)	5年以上 (2年6ヶ月以上)		6年以上 (3年以上)	7年以上 (3年6ヶ月以上)
高等学校 中等教育学校 旧中等学校	7年以上 (3年6ヶ月以上)		8年以上 (4年以上)	9年以上 (4年6ヶ月以上)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・10年(5年)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(水道法施行令第5条第1項第5号及び水道法施行令第7条第1項第3号) ・外国の学校において、その教育内容が学校教育法と同程度のものはすべてこの表と同様の取扱いとする(水道法施行規則第9条第2号及び水道法施行規則第14条第2号) ・技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限り)であって、1年(6ヶ月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(水道法施行規則第9条第3号) ・厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者(水道法施行規則第14条第3号) 			

- ・(※1) 学校教育法による専門職大学の前期課程を含む
- ・(※2) 学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、終了した後
- ・表中の数字は水道に関する技術上の実務に従事した経験年数
- ・()内は一日最大給水量が1,000m³以下の施設の場合に適用する
- ・水道に関する技術上の実務とは、水道の技術に関するもの(計画、設計、施工、施設の維持管理等)をいい、経験年数はこれら経験の通算で可
- ・横浜市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格は上記と同様

『水道技術管理者設置報告書』『水道技術管理者変更報告書』届出の際の注意事項について

専用水道における水道技術管理者の設置及び報告に関して、資格要件の確認は専用水道の設置者が自らの責任で行ってください。水道技術管理者設置報告書及び変更報告書には次に定める書類を添付してください。

- (1) 水道法施行令第6条第1項第3号に定める水道に関する技術上の実務（水道法施行令第4条第1項第5号に定める水道の工事に関する技術上の実務を含む）に従事した経験を有する者にあつては、実務経験を証明する書類（勤務した会社の代表者等により、水道に関する技術上の実務に従事した経験年数が記載されているもの）
- (2) 水道法施行規則第9条第3号に定める技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る）にあつては、技術士登録証明書及び実務経験を証明する書類（ただし、実務経験を証明する書類に、上記試験で必要科目を選択して合格したことが記載されている場合は技術士登録証明書は省略可）
- (3) 水道法施行規則第14条第3号に定める、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者にあつては、講習会の修了証書の写し
- (4) 上記以外のものにあつては、学歴を証明する書類（卒業証書の写しや卒業証明書等）及び実務経験を証明する書類（ただし、実務経験を証明する書類に必要な学歴が記載されている場合は、学歴を証明する書類は省略可）

5 水道技術管理者の任務

種別	条 項	項 目	内 容
水道法に定める業務	5 条	施設基準	水道施設が施設基準に適合しているかどうかの検査。 (水道法 22 条の 2 第 2 項に規定する点検を含む。)
	13 条 1 項	給水開始前の届出及び検査	水道施設を新設、増設又は改造した場合における水質検査及び施設検査。
	16 条	給水装置の構造及び材質	給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基く政令で定める基準に適合しているかどうかの検査。
	20 条 1 項	水質検査	施行規則第 15 条に定める定期及び臨時の水質検査。
	21 条 1 項	健康診断	水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、施行規則の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を実施する。
	22 条	衛生上の措置	施行規則の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上の措置を講ずる。
	23 条 1 項	給水の緊急停止	その供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずる。
	37 条	給水停止	当該水道による給水を停止すべきことを命じられた場合に給水を停止する。

6 水質検査計画の策定

専用水道の設置者は、毎事業年度の開始前に水質検査計画の策定が義務付けられています。策定した水質検査計画は施設所在区の福祉保健センター生活衛生課環境衛生(担当)係に提出してください。

水質検査計画には、以下の項目を記載してください。

1	水質管理において留意すべき事項
2	検査を実施する項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
3	検査を省略する項目については、当該項目及びその理由
4	臨時の検査に関する事項
5	水質検査を委託する場合における委託の内容
6	その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

水質検査計画の指定様式はありませんが、横浜市が作成した「[専用水道水質検査計画書 \(EXCEL 形式\)](#)」及び「[専用水道水質検査計画説明書 \(WORD 形式\)](#)」を横浜市のホームページに掲載しています。

水質検査計画は、[横浜市専用水道水質検査策定の手引き \(PDF 形式\)](#)を参照し策定してください。

【横浜市保健所 受水槽の衛生管理に関する情報】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kaiteki/jusuisou.html>

横浜市における専用水道水質検査計画策定の手引き

1 自己水源型専用水道

(1) 1日1回以上行う水質検査

色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を実施します。

- ※ におい及び味の異常、並びに異物の混入の有無についても給水末端の水を検査することが望まれます。

(2) おおむね1か月に1回以上行う水質検査項目

水道法施行規則(以下「規則」といいます。)第15条第1項第3号イに基づき、給水末端の水について次の項目の検査を実施します。

ただし、※印のついた項目は、連続的に計測及び記録がなされている場合には、3か月に1回以上とすることができるとします。なお、「連続的に測定及び記録がなされている場合」とは、自動測定機器による測定・記録のほか、日常の点検による監視・測定及び記録も含まれます。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン※、有機物(全有機炭素 TOC)※、pH 値※、味※、臭気※、色度※、濁度※

(3) おおむね3か月に1回以上行う水質検査項目

規則第15条第1項第3号ハに基づき、給水末端の水について次の項目の検査を実施します。

なお、☆印のついた項目は、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における

当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の5分の1以下であるときはおおむね1年に1回以上、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の10分の1以下であるときはおおむね3年に1回以上とすることができます。

カドミウム及びその化合物[☆]、水銀及びその化合物[☆]、セレン及びその化合物[☆]、鉛及びその化合物[☆]、ヒ素及びその化合物[☆]、六価クロム化合物[☆]、亜硝酸態窒素[☆]、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素[☆]、フッ素及びその化合物[☆]、ほう素及びその化合物[☆]、四塩化炭素[☆]、1,4-ジオキサン[☆]、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン[☆]、ジクロロメタン[☆]、テトラクロロエチレン[☆]、トリクロロエチレン[☆]、ベンゼン[☆]、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromオホルム、ホルムアルデヒド、亜鉛及びその化合物[☆]、アルミニウム及びその化合物[☆]、鉄及びその化合物[☆]、銅及びその化合物[☆]、ナトリウム及びその化合物[☆]、マンガン及びその化合物[☆]、カルシウム・マグネシウム等（硬度）[☆]、蒸発残留物[☆]、陰イオン界面活性剤[☆]、非イオン界面活性剤[☆]、フェノール類[☆]

(4) 原水に係る水質検査

水源ごとに、規則第15条第1項第3号ハに基づき、おおむね3か月に1回以上又は1年に1回以上実施するとして水質検査項目については1年に1回以上、3年に1回以上実施するとして項目については3年に1回以上、原水に係る水質検査を実施します。

また、自己水源型専用水道においては、アンモニア態窒素の動向が塩素消費量に多大な影響を及ぼすことから、本市ではアンモニア態窒素についても1年に1回以上原水の水質検査を実施します。

さらに、クリプトスポリジウムに対する対策として、クリプトスポリジウムの指標菌である大腸菌及び嫌気性芽胞菌について1年に1回以上原水に係る水質検査を実施します。

(5) 検査の省略の考え方

規則第15条第1項第4号の適用に基づく検査の省略について

規則第15条第1項第4号では、原水並びに水源及びその周辺の状況等を勘案して、水質検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、検査を省略できる項目を定めていますが、本市では、土壤汚染事例や都市化された環境下での水源及びその周辺の状況を勘案して、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールを除き、原則として検査の省略はできないものとします。

なお、自己水源型専用水道に対するジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールの取扱いについては、給水開始時等の水質検査結果をもって規則第15条第1項第4号により省略しても差し支えないものとします。ただし、概ね3年に1回は、当該項目について水質検査を行い、水道水質の状況に変化がないことを確認します。

(6) 臨時の水質検査について

次のような場合には、臨時の水質検査を実施します。

- ア 定期検査において水質基準を超過したとき
- イ 原因不明の色や濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき
- ウ 臭気や味等に著しい変化が生じるなど異常があったとき
- エ 異物の混入等が確認されたとき
- オ 水源周辺に汚染源のおそれとなる工場等が設置されるなど、水源周辺の環境に変化

が生じたとき

- (7) 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの
原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上の優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項を記載します。

7 水質検査と委託契約

(1) 水質検査

水質検査は、必要な検査施設を設け自ら行うか、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託して行わなければなりません。

水道法第20条第3項により厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関
水質検査機関(令和5年4月1日現在、204機関) 厚生労働省のホームページ参照
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>

(2) 水質検査の委託契約

水道法施行規則の一部が改正され、水質検査の信頼性確保に関する事項が平成24年4月1日から施行されました。

- 水質検査機関^{*}に水質検査を委託する場合、**書面で直接契約を締結すること**となりました。
- 委託する水質検査業務の内容を契約で明らかにし、**検査価格を積算した上で水質検査業務を発注すること**が必要になりました。
- 試料の採取、運搬を水質検査機関に委託する場合、**水質検査を速やかに実施できる水質検査機関であることの確認**が必要になりました。また、試料の採取、運搬を設置者が行う場合、**採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡すこと**が必要になりました。
- 精度管理の実施状況等を確認し、**水質検査機関の技術能力を把握するよう努めること**となりました。

^{*} 水道法第20条で規定する「地方公表団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関」を指します。

8 健康診断の実施

専用水道の設置者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、健康診断を行わなければなりません。

	定期の健康診断	臨時の健康診断
頻度	おおむね6か月ごと	健康診断の対象者に、左記(※)の感染症が発生した場合、又は発生するおそれがある場合
項目	赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等 (※)	当該感染症の原因菌

(※) 病原体がし尿に排泄される感染症の原因菌

健康診断を行ったときは、記録を作成し、健康診断を行った日から1年間保存しなければなりません。

9 衛生上必要な措置

水道法施行規則第17条に定める次の措置を、専用水道の設置者は講じなければなりません。

- 1 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。
- 2 前述の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水が、遊離残留塩素を $0.1\text{mg}/\text{l}$ （結合残留塩素の場合は、 $0.4\text{mg}/\text{l}$ ）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、 $0.2\text{mg}/\text{l}$ （結合残留塩素の場合は、 $1.5\text{mg}/\text{l}$ ）以上とする。

10 給水の緊急停止

専用水道の設置者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあると知った時は、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じる必要があります。

※ 「人の健康を害するおそれ」とは、供給する水が水質基準に適合しない場合をいうのではなく、その水を使用すれば直ちに人の生命に危険を生じ、又は身体の正常な機能に影響を与えるおそれがある場合をいいます。

11 業務の委託

平成14年4月から水道業務の第三者への業務委託が制度化されました。第三者委託は、水道法上の責任を伴う包括的な委託であり、各水道事業者の責任の下で行われている一部の業務委

託（私法上の委託）とは性格の異なるものです。

委託の対象となる業務は、水道の管理に関する技術上の業務です。具体的には水道施設の管理（運転、保守点検等）、水質管理（水質検査を含む。）、給水装置の検査等を指します。

第三者委託を行う際は厚生労働省水道課作成の「水道事業における官民連携に関する手引き」第Ⅲ編 第三者委託導入の検討を参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000553425.pdf>

(1) 業務の委託の届出

業務の委託をしたときは『専用水道管理業務委託届出書』、専用水道管理業務委託届出書に記載した事項を変更した場合（ただし、委託した業務の範囲又は契約期間は除く。）は『専用水道管理業務委託変更届出書』、第三者委託に関する契約が効力を失った場合は『専用水道管理業務委託契約失効届出書』を施設所在区の各福祉保健センター生活衛生課環境衛生（担当）係に提出してください。

(2) 受託水道技術管理者

業務の委託を受ける者（水道管理業務受託者）は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者一人を置かなければなりません。

IV 資料

1 専用水道設置者の責務一覧

	条項	事項	義務違反に対する罰則	
			条項	罰則
法定義務事項	第13条	給水開始前の届出及び検査	第54条	100万円以下の罰金
	第19条	水道技術管理者の設置	第53条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	第20条	水質検査の実施	第54条	100万円以下の罰金
	第21条	関係者の健康診断の実施	第54条	100万円以下の罰金
	第22条	衛生上必要な措置を講ずること	第54条	100万円以下の罰金
	第23条	給水の緊急停止及び周知	第52条	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
	第24条の3	業務の委託の届出	第55条	30万円以下の罰金
	第24条の3	受託水道技術管理者の設置	第53条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	第32条	確認を受けること	第54条	100万円以下の罰金
	第37条	給水停止命令に従うこと	第53条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	第39条	報告の徴収及び立入検査を受けること	第55条	30万円以下の罰金
		第1条	水道法の目的の遵守	
厳守事項	第2条	水源及び水道施設の清潔保持		
	第4条	水質基準の確保		
	第5条	施設基準の確保		
	第22条の2	水道施設の維持及び修繕		
	第36条	施設の改善命令及び水道技術管理者の変更命令の遵守		

第24条の3の項目は、業務を委託した場合に適用

上記責務以外にも、横浜市水道法施行細則等により以下の届出等が規定されています。

細則第2条第2項	法第33条第3項の規定による申請書の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名が変更になった場合
細則第2条第3項	専用水道を廃止した場合
細則第4条第2項	水道技術管理者を変更した場合
細則第5条	法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により水質検査を実施した場合
細則第6条	法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により専用水道の給水を緊急停止した場合
細則第7条第1項	法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による専用水道の管理に関する技術上の業務を委託に係る契約が効力を失った場合
細則第7条第2項	専用水道管理業務委託届出書に記載した事項（委託した業務の範囲又は契約期間を除く。）を変更した場合

2 申請様式

様式名称	様式	説明
専用水道布設工事確認申請書	第1号様式 (第2条第1項)	専用水道の布設工事を申請する場合。
専用水道布設工事確認申請書記載事項変更／廃止届出書	第3号様式の2 (第2条第2項・第3項)	法第33条第3項の規定による申請書の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名が変更になった場合、又は専用水道を廃止した場合）。
専用水道給水開始届出書	第4号様式 (第3条)	専用水道の給水を開始する場合。
水道技術管理者設置報告書	第5号様式 (第4条第1項)	専用水道の水道技術管理者を設置した場合。
水道技術管理者変更報告書	第6号様式 (第4条第2項)	専用水道の水道技術管理者を変更した場合。
水質検査結果報告書	第7号様式 (第5条)	定期又は臨時の水質検査を行った場合。
専用水道給水緊急停止報告書	第7号様式の2 (第6条)	専用水道の給水を緊急停止した場合。
専用水道管理業務委託届出書	第8号様式 (第7条第1項)	専用水道の管理に関する技術上の業務を委託（いわゆる第三者委託）した場合。
専用水道管理業務委託契約失効届出書	第8号様式の2 (第7条第1項)	専用水道の管理に関する技術上の業務の委託（いわゆる第三者委託）にかかる契約が失効した場合。
専用水道管理業務委託変更届出書	第8号様式の3 (第7条第2項)	専用水道管理業務委託届出書に記載した事項を変更した場合。
工事設計書	第1号様式 (第2条関係)	専用水道布設工事確認申請書提出時の添付書類
専用水道状況報告書	第4号様式 (第4条第1項)	工事を伴わずに専用水道に該当することになった場合。
専用水道施設概要書	第5号様式 (第4条第2項)	専用水道状況報告書提出時の添付書類。
専用水道施設検査結果書	第6号様式 (第5条第2項)	専用水道給水開始届出書提出時の添付書類。

V 専用水道布設工事の適合確認に関する審査基準

審査基準とは

一般に、許認可等の要件等に関する法令の定めは抽象的であって、行政庁の解釈、裁量の余地がある場合が多く、行政の恣意的な判断を防ぐため、許認可行政庁は申請に対して許認可をするかどうかの基準（以下「審査基準」という。）をできるだけ具体的なものとしてあらかじめ用意しておき、窓口に備え付けるなどの方法で公にしておく義務があります。（行政手続法第5条）

行政手続法第5条では、「申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする」と規定しています。

「審査基準」は法令の定めに従って判断するための基準で、法令の規定それ自体は「審査基準」には含まれません。「法令の定め」には、法令の明文の規定のほかはその解釈も含まれますが、「法令の規定の解釈」部分については、必ずしも「法令の明文の規定」から何人も容易に導きだす（解釈する）ことができるというものではないので、その場合には、行政運営における透明性の向上という法の目的からみて、「審査基準」と一体のものとして明らかにされる必要があります。

【審査基準】

- 1 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第5条に規定する基準に適合していること。
- 2 水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生労働省令第15号）に規定する基準に適合していること。
- 3 水道施設の技術的基準を定める省令等の留意事項（平成12年3月31日 衛水第20号 各都道府県水道行政担当部（局）長あて厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知）に規定する基準に適合していること。
- 4 原水の水質試験を実施するにあたり、次の事項等をふまえ、水道水源の汚染源等の把握及び水質試験実施項目の検討を行っていること。
 - (1) 原水として井戸水を使用する場合は、取水施設（井戸）の周囲1,000mの範囲について汚染源及び汚染源のおそれのある工場、事業所等の有無、種類並びにその汚染源からの汚染物質の排出状況等を把握していること。なお、汚染源及び汚染源のおそれのある施設としては、次の施設等が考えられる。
 - ア 農地又は農薬を大量に使用している施設
 - イ 水質汚濁防止法に基づく特定施設
 - ウ 廃棄物処理法に基づく廃棄物処分場及びその跡地
 - エ 畜舎等の動物の糞便を貯留する設備を設けるようなクリプトスポリジウムによる汚染が懸念される施設
 - オ その他水源を汚染すると考えられるもの
 - (2) 汚染源等及び汚染物質等の排出状況から、地理的条件を踏まえ、必要に応じて水質基準以外の項目について水質試験実施の検討を行っていること。
- 5 上記のほか、次の基準を満たしていること。
 - (1) 「必要量の浄水」として一日最大給水量を設定していること。また、設定にあたり、次のいずれかの方法で設定されていること。
 - ア 横浜市水道局発行の「給水装置工事設計・施工指針」に掲載されている建物用途種別の一日

- 最大使用水量又は空気調和・衛生工学便覧等の文献により設定。
- イ 既存施設にあつては、過去3年間の給水実績を勘案して設定。
- ウ その他適切に一日最大給水量を算定する根拠により設定。
- (2) 取水施設から給水栓末端にいたるまでの各ポンプ（取水ポンプ、導水ポンプ、送水ポンプ、配水ポンプ等）は、途中の管路摩擦損失水頭等を考慮に入れた揚程を満たし、安定的に給水できることが明らかであること。
 - (3) 水道事業者の給水区域内にある施設にあつては、当該施設へ水道事業の用に供する水を水源に供給できる予備施設を設けていること。なお、この予備施設の設置にあつては、予備施設に滞留する水道水の水質が悪化することを防ぐための措置を講じていること。
 - (4) 原水槽（原水を貯留する水槽。以下同じ。）、浄水槽、配水池及び給水タンク（建築物に設けられたものは除く。）は、建築基準法施行令第129条の2の4及び建設省告示第1597号に適合していること。
 - (5) 原水槽、浄水槽及び配水池は、設計用標準震度1.0以上（最上階、屋上及び塔屋に設置するものは1.5以上）であること。
 - (6) 各水道施設にあつては、維持管理を確実かつ容易に行うことができるよう、点検、修理等に支障のない空間（以下「点検空間」という。）が確保されていること。なお、原水槽、浄水槽、配水池等の水槽については、点検空間として周囲及び下面0.6m以上かつ上方1.0m以上が確保されていること。
 - (7) 取水施設、浄水施設及び配水施設（給水の施設を除く。）は、人がみだりに立ち入ることができないよう、屋外設置の場合は防護柵等を設置していること。
 - ア 取水施設においては、施錠かつ防水密閉される構造であること。
 - イ 防護柵を設けるにあつては、その高さは1.8m以上とし、入口は施錠すること。
 - (8) 原水を採水することが可能な箇所及び浄水機能を判断する上で適切な箇所に、水質を監視するための採水栓を設けていること。
 - (9) 取水する水量を把握できる箇所及び浄水処理量を把握できる箇所に、積算流量計を設けること。
 - (10) 凝集剤を注入する場合は、原水を用いたジャーテストを行った上で、必要注入量を設定していること。
 - (11) 取水ポンプの能力は、一日最大給水量を揚水するのに十分であること。
 - (12) 0.1度を測定することができる性能を有する濁度計、pH測定器及び残留塩素測定器を備え付けていること。
 - (13) 消毒剤の注入設備は、ろ過器等の浄水施設（塩素混和池及び浄水池は除く。）以降に設置していること。
 - (14) 消毒剤注入ポンプは、浄水処理量に対して、1.0mg/L以上の残留塩素を保持できる注入能力を有すること。連続注入が可能であること。消毒剤注入ポンプの予備設備が設置されていること。
 - (15) 消毒剤を貯留するタンクは、15日分以上の容量であること。屋外に設置されている場合は、消毒剤の分解を防ぐため、遮光の措置を講じていること。
 - (16) 消毒剤を一時保管する場合は、保管するための設備が設けられ、施錠ができること。
 - (17) ろ材、膜モジュールを使用したろ過設備を設置する場合は、逆洗浄が可能な構造であり、かつ逆洗浄排水等の洗浄排水を間接的に公共下水に排出する構造であること。ただし、膜モジュールにおいて、逆洗浄と同等以上の洗浄が可能で衛生上支障のない場合はこの限りでない。
 - (18) 膜モジュールの孔径は、原水中の浮遊物質を除去するのに有効な孔径であること。
 - (19) 配水池の容量は、一日最大給水量の4/10から6/10の容量であること。
 - (20) 水道事業の用に供する水及びその他の水を混合して使用する場合は、配水池を分けていないこと。
 - (21) 水源が井戸の水道施設にあつては、次の基準を満たしていること。
 - ア 水位計が設置されていること。

- イ 井戸周辺にあつては、維持管理を確実かつ容易に行うことができるよう、点検空間（周囲0.6m以上、上方1.0m以上）が確保されていること。
- ウ 井戸周辺地面には適切な勾配がつけられ、良好な排水が確保されているとともに、井戸ピット上端は周辺地面から100mm以上の立ち上げが確保されていること。また水の汚染の恐れがないように必要に応じて暗渠となっていること。
- エ 井戸は、河川、くみ取り便所の便槽、し尿浄化槽、排水管（污水管及び雑排水管等を含む。ただし、給水タンク等の水抜き管またはオーバーフロー管のみに接続する排水管及び雨水のみに使用されるものを除く。）、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯留または処理に供する施設までの水平距離が5メートル以上確保されていること。
- オ 被圧帯水層に合わせてスクリーンを設置するものとし、第1スクリーンの直上から地上までのケーシングと裸孔の環状間隙をセメント等による遮水工を施すなど、外部からの汚染を防ぐための措置が講じられていること。
- カ 横浜市生活環境の保全等に関する条例第72条第1項に基づく許可、又は同条例第124条による小規模揚水施設の届出がなされていること。
- キ 段階揚水試験にて限界揚水量を算出し、その70%を超えない範囲において適正揚水量が設定されていること（段階揚水試験は、井戸の状態を確認するため、5段階以上の揚水量を設定し、限界揚水量が算出されていること。揚水試験は、水位が安定するまで（水位の低下が1時間あたり0.1m以下の状態が続いたら安定したとみなす。）実施されていること。）。また、帯水層試験（一定量連続揚水試験及び水位回復試験）を行い、一定量（適正揚水量以上で設定すること。）で長時間（計画揚水時間から適正に設定すること。）揚水した場合の水位の安定（水位の低下が1時間あたり0.1m以下の状態が続いたら安定したとみなす。）や回復状況を確認し（揚水停止後2時間以内に自然水位まで（0.1m以内は誤差範囲とみなす。）回復していること。）、適正揚水量の検証が行われていること。
- ク 耐塩素性病原生物対策として膜ろ過等の設備が設けられていること。

6 需要の変動を調整することができる容量を有する浄水貯留施設として受水槽等を設けている場合は、水道法第3条第8項中に掲げられている配水施設のうちの「配水池」として取り扱うこととする。

VI 各福祉保健センター 生活衛生課環境衛生（担当）係 一覧

（令和5年7月現在）

福祉保健センター	住所	電話番号	FAX 番号
鶴見	〒230-0051 鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号	(510) 1845	(510) 1718
神奈川	〒221-0824 神奈川区広台太田町 3 番地の 8	(411) 7143	(411) 7039
西	〒220-0051 西区中央一丁目 5 番 10 号	(320) 8444	(320) 2907
中	〒231-0021 中区日本大通 35 番地	(224) 8339	(681) 9323
南	〒232-0024 南区浦舟町二丁目 33 番地	(341) 1192	(341) 1189
港南	〒233-0003 港南区港南四丁目 2 番 10 号	(847) 8445	(846) 5981
保土ヶ谷	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9	(334) 6363	(333) 6309
旭	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12	(954) 6168	(952) 1504
磯子	〒235-0016 磯子区磯子三丁目 5 番 1 号	(750) 2452	(750) 2548
金沢	〒236-0021 金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号	(788) 7873	(784) 4600
港北	〒222-0032 港北区大豆戸町 26 番地の 1	(540) 2373	(540) 2342
緑	〒226-0013 緑区寺山町 118 番地	(930) 2368	(930) 2367
青葉	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町 31 番地の 4	(978) 2465	(978) 2423
都筑	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号	(948) 2358	(948) 2388
戸塚	〒244-0003 戸塚区戸塚町 16 番地の 17	(866) 8476	(866) 2513
栄	〒247-0005 栄区桂町 303 番地の 19	(894) 6967	(895) 1759
泉	〒245-0024 泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号	(800) 2452	(800) 2516
瀬谷	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町 190 番地	(367) 5752	(367) 2843